

＜はじめに＞

母島小中学校は、地域と保護者の皆様の教育の熱心さに支えられて発展してきた歴史と伝統をもつ小中学校です。小中一貫教育の特徴を生かし、児童・生徒にとって有意義な9年間になるよう、児童・生徒と教師との温かい人間関係を軸とした教育活動を展開し、母島小中学校でしかできない学校経営を実践していきたいと思います。

◎ 経営の理念（誰一人取り残さない「子供ファースト」の学校経営の実践）

(1) 母島小中学校第一主義（それで児童・生徒や保護者は満足か）

- ① 児童・生徒が喜ぶか。
- ② 児童・生徒にとって意味や意義があるか。
- ③ 児童・生徒のプラスになるか。（現在、未来にわたって）

(2) 現場第一主義（全教職員で全児童生徒の指導にあたる）

- ① 授業を大切にする。
- ② 授業参観、見せ合う授業を積極的に企画・実践する。
- ③ 充実した特別活動等の指導をする。

(3) 情熱主義（自らのオリジナリティで闘う。）

- ① 人間性をそのまま出す。（自己を表現する）
- ② 地域に染み込む教師であれ。（教師は母島小中学校の広報担当である）
- ③ 自分を語る教師であれ。（児童・生徒へのメッセージを大切にする）

◎ 学校教育目標

母島を誇りに思い、共によりよい社会を築くことのできる人間を目指し、自ら困難を乗り越え、思いやりをもって心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成を図る。

- (1) 意欲的に学ぶ児童・生徒
- (2) 自らきたえる児童・生徒
- (3) 社会のために尽くす児童・生徒

◎ めざす児童・生徒像

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力をもった子供
- 心も体も健康でたくましく、粘り強い子供
- 自他ともに人格や生命を尊重し他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性をもった子供

◎ めざす学校像

- 一人一人の子供がよさや可能性を伸ばす学校
- 一人一人の子供が安心して自分らしく過ごせる学
- 地域に根ざし地域・家庭とともに子供を育てる学校
- 教員が共通の考えのもとチームとして取り組む学校

1 確かな学力

(1) 「基礎的・基本的な知識・技能」の習得と「思考力・判断力・表現力等」の育成

児童生徒に自ら学び自ら考える力等の「生きる力」を育むため、「基礎的・基本的な知識・技能」の確実な習得を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考

力・判断力・表現力等」を育成する。

- ① 教科の年間指導計画・評価規準に基づき「週ごとの指導計画」を作成して、意図的・計画的に授業を実施する。
- ② 授業の実施にあっては十分に教材研究を行い、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導形態を工夫し、一人一人の児童・生徒がねらいに到達できるよう努める。
- ③ 「課題解決型の学習」の充実を図ることを通して、主体的・対話的で深い学びを実現し、「思考力・判断力、表現力等」を高める。中でも表現力については、自分の考えや思いが容易に他者に理解される程度まで高める。

ア「自力解決」の時間の確保

- 児童生徒が自ら考えたり、活動したりする場や時間を確保し、多様な考え方ができるようにする。
- ノートやワークシートを工夫・活用して、自分の考えを書き表すことができるようにする。

イ「学び合い」の場の設定

- 児童・生徒が学び合う場や時間を確保し、多様な考えを発表し合うとともに、相互の考えを関連付けるようにする。
- ホワイトボードの活用や相互指名等による話し合いの場を設定する等、言語活動の充実を図る。

- ④ 授業改善推進プランを作成し、よりよい授業づくりに努める。

ア 授業改善推進プランのPDCAサイクル

- 前年度3月までに、年間の指導の状況、学校評価等を踏まえ、全学年、全教科の年間指導計画を作成する。
- 夏季休業日中に、1学期の指導の状況や「村学力テスト」、「全国学力・学習状況調査」及び「東京都学力向上を図るための調査」の結果の分析を踏まえて、授業改善推進プラン（2024年度版）を作成し、各教科の授業において具現化する。
- 冬季休業日中に、2学期の指導の状況、学校評価や児童による授業評価等を踏まえ、授業改善プランの評価・改善を行い、授業に反映させる。

イ 週ごとの指導計画による授業改善推進プランの具現化・実施

- 年間を通じて、週ごとの指導計画において、改善事項を取り入れるとともに、授業後は、当該の授業（1単位時間）の成果と課題を記入して継続的に改善を図る。

- ⑤ 小中連携教育を推進する。

ア 中学校の教員による専科授業・チームティーチングによる授業を充実させる。

イ 義務教育9年間を見通した継続的・系統的な「わかる」から「できる」指導を実施する。

ウ 全ての教科等における継続的・系統的な指導に向けて、小中の教員が互いの授業を観察したり、学力調査の結果に基づいた課題の解決に向けた取組を協議したりする機会を設ける。

(2) 学習態勢づくりの推進

児童・生徒に確かな学力を身に付けることができるよう、学習規律を確立し学習習慣を形

成する。「学びのスタンダード」の定着を図る。

① 話をしっかりと聞く態度等の学習規律を確立する。

ア 授業の始まりと終わりを明確にし、落ち着いて学習に取り組む環境をつくる。

イ 学習に必要な物と不必要な物を明確にして児童生徒及び保護者に周知する。家庭と連携して必要な物は必ず用意するとともに、学習が円滑に行えるようにし、授業に集中できる環境をつくる。

ウ 全教育活動を通じて、教師や友達の話のしっかりと聞く態度と自分の思いや考えを話すことができる態度を養う。

エ 児童・生徒が自らの学習態度を自己評価する機会を設ける。

② 教育的支援を必要とする児童生徒については、管理職及び特別支援教育コーディネーターにその状況を報告するとともに、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、該当学級担任等で構成する「支援委員会」において指導方法を検討し、組織的に対応する。

(3) 全児童・生徒評価規準到達の推進

全ての児童・生徒が、最低限身に付けるべき学習内容を確実に身に付け、評価規準に達することができるように努める。

① 個々の習熟度に配慮したきめの細かい指導を行う。また、演算の力を確実に定着させるため、数量関係を数直線に表したり読んだりする指導を系統的に行う。

② 週ごとの指導計画で1単位時間のねらい・評価規準を明確にし、指導と評価の一体化、個に応じた指導等を通して評価規準に到達できるようにする。

③ 家庭との連携を図り、学習習慣の定着に向けた家庭学習を効果的に実施するため、「家庭学習のすすめ」を全学年活用する。

④ 小学校第2学年以上は「東京ベーシックドリル」を活用し、学習内容の確実な理解を図ることで、全児童生徒が評価規準に到達できるよう指導する。

⑤ 必要に応じて適宜、個別指導の機会を設ける。

(4) 特別支援教育の充実

生活面や学習面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、学校が組織的に対応し、教育的ニーズに応えられるようにする。

① 発達障害や特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の指導の方法等についての研修会を実施して、全教職員が特別支援教育についての理解を深め、組織的に授業のユニバーサルデザイン化（環境整備と指導方法）を実施する。

② 特別な支援を要する児童生徒について、定期的にまたは必要に応じて適宜、情報交換を行い、全教職員が的確に実態を把握する。

③ 特別な支援を要する児童・生徒に対する生活面及び学習面の支援の内容や方法について、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会で検討し、組織的・継続的に実施できるようにする。

④ 特別な支援を要する児童・生徒、保護者のニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう、保護者の了解を得て指導目標や内容・方法等を示した「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」及び個別指導計画を作成・活用する。

⑤ 特別支援教室巡回指導教員や専門機関等との連携を深め、特別支援教育の支援体制や指

導内容・指導方法の見直し（個別指導計画等の評価・改善）を定期的に行う。

(5) 質の高い授業を展開するための授業力の向上

「分かる・楽しい授業」を創造し、児童・生徒が学習の達成感や満足感もてるように、授業力をより一層高める。

① 校内研究を充実させる。

ア 「プログラミング教育」については、前年度に作成した年間指導計画に沿ってより実践的な授業研究を行い、よりよい年間指導計画を作成する。（昨年度までの研究成果を活かす。）

イ 「リーディングスキル」を高める授業研究を小・中の課題をはっきりさせて行う。

② 夏季研修会等へ積極的に参加し、その成果を共有する。

ア 東京都教育委員会や認可されている研究団体による研究活動等へ積極的に参加し、教科等の専門性を高めるとともに、授業力の向上に努める。

イ それぞれの研修で得た成果について、他の教職員へ資料を配布したり報告をしたりして共有化を図り、教職員全体の授業力の向上に資する。

③ 意図的・計画的なOJTを充実させ、授業力の向上を図る。

ア 授業のない時間等を活用して互いに授業参観を行い、助言をし合う。年3回のOJT授業参観期間には、互いに授業を見合い、授業参観シートを活用してアドバイスをする。

イ 教職経験の豊富な教職員から授業についての指導・助言を受ける機会を積極的に設ける。

④ データフォルダ(hahapabu)を活用し、授業実践データ等の共有化を図る。

授業実践した指導計画や指導案、授業記録、授業に使用した自作の教材・教具、先進校等の授業実践に関わる資料等を保管し、全教職員が活用できるようにする。

⑤ 全教員が年1回以上ICT機器を活用した研究授業を実施する。

夏季休業中にICT機器を活用した学習指導案を作成し、2学期に研究授業を実施する。研究授業の指導案と授業動画を共有することにより、授業力の向上を図る。

2 豊かな人間性

(1) 道徳的価値の自覚を深める道徳教育の充実

教師と児童・生徒、児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図る。

① 道徳教育全体計画の作成・活用

道徳の時間、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等のそれぞれの特質に応じて、適切に道徳教育を行う。

② 道徳の授業の充実

道徳の時間においては、学年ごとの年間指導計画に基づき各教科等における道徳教育と密接な関連を図り、児童・生徒の心の琴線に触れる指導を行い、道徳的实践力を育成する。

③ 「考え、議論する」道徳

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める

指導の充実を図る。特に発達段階に応じて「答えが一つではない課題の設定」「考えるに足る発問」「議論に値する発問」を重視する。

④ 道徳的行為を実践できる取組の推進

全校あるいは各学年で、奉仕的活動等、道徳的な行為を実践できる場を設定し、児童・生徒が自ら取り組むことを通して、道徳的实践が確実にを行うことができるようにする。

⑤ 道徳授業地区公開講座の充実

保護者・地域に対して道徳の時間の授業を公開し、教職員・保護者・地域住民での意見交換の充実を図る。

⑥ 「教科書」「わたしたちの道徳」の活用

教育活動全体を通じて計画的・効果的に「教科書」「私たちの道徳」を活用して「考える道徳」を実践するとともに、長期休業等に家庭に持ち帰らせる等、家庭と連携した道徳教育を一層推進する。

(2) 互いのよさを認め合い、高め合う学級づくり（学年経営）

学級は学習の場であるだけでなく、生活の場でもある。学校生活において児童生徒の精神的な拠り所としての機能が発揮できる学級づくりを行う。また、学んだことを日常の生活に生かすことができるようにするために、教育活動全体において児童・生徒自身が成就感・達成感を感じられるようにする。

① 学級活動等、様々な機会をとらえて継続的に、児童・生徒同士が互いのよさを認め合い、高め合える人間関係をつくる。

② 児童生徒との信頼関係に基づく指導を通して、児童・生徒が安全に安心して毎日登校できる学級・学校をつくる。

③ 全教育活動を通して、一人一人の児童・生徒が活躍できる機会を設け、自尊感情（自己効力感・自己有用感等）を高めるようにする。

④ 自己理解を深めさせ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自ら選択や決定を行うことができるような活動を設定し、社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度の育成を図る。（キャリア教育の充実）

(3) 基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成

学校生活を送る上で必要となる基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を営む上での規範を遵守する意識の育成を目指す。

① 規則やルールの遵守の指導

ア 校内や校外での生活の仕方を記した「生活のきまり」や「遊びの約束」等について全教員の共通理解のもと児童・生徒に周知し、守るべき規則やルールを明らかにするとともに、発達の段階に応じた組織的な指導を通してこれらを守る必要感をもち、確実に遵守できるようにする。

イ 各学級において、児童・生徒たち自身が規則やルールをつくり、それらを遵守する指導を適切に行うとともに、適宜、振り返りを行うことにより、規則やルールを遵守することのよさを感じ得るようにする。

ウ 小笠原村「SNSルール（学校、家庭）」を再度周知し、徹底を図る。

② 目標やめあての達成への取組の指導

ア 各月の生活目標及び週目標、保健目標等を児童・生徒に周知するとともに、達成に向

けての取組を指導する。

イ 各学級において、生活の節目に児童・生徒自身が目標やめあてを立て、達成に向けて取り組めるよう指導する。

ウ 児童・生徒自身が適宜、生活を振り返り、目標やめあての実現状況を把握するとともに、児童・生徒が達成感や成就感をもつことができる指導を行う。

③ 組織的・継続的な指導

ア 「学びのスタンダード」等に基づき全教職員が共通に指導を行い、学習規律や基本的な生活習慣の確立を図る。

イ 生活指導職員夕会(小学校)、職員会議の情報交換等において、児童・生徒の生活の状況について情報交換を行い、課題解決に向けて一致した指導を行う。

ウ 日直の教員は、校内を巡視し、児童生徒たちの状況を把握するとともに、指導を行う。看護日誌に記録することで引継ぎを行い、指導の継続性を図る。

エ 年間を通して、「挨拶」「『さん』『くん』づけ」「人の心や体を傷つけないこと」「時間や決まりの厳守(5分前行動の徹底)」等の指導を徹底する。

④ 児童・生徒自身による取組への指導

集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てるため、中央委員会・生徒会等において学校生活上の課題について話し合い、全校で取り組む。

(4) 読書活動の推進

児童・生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるとともに、創造力を豊かなものにできるよう、読書活動を推進する。

① 児童・生徒が読書の楽しさを味わえるよう、毎週の朝読書等の充実を図る。

② 図書室の整備を継続的にを行い、読書環境を整え、児童・生徒が読書意欲を高める。

③ 図書室蔵書の貸し出しや返却、読書量や読書傾向等の把握を図り、実態に基づいた読書活動推進計画を策定する。

④ 図書委員会の読書活動推進の取組を支援し、読書に対する主体的な態度を育成する。

(5) 異学年交流の推進

児童生徒が集団の中でのルールと役割を自覚し、社会性を育むために異学年交流を意図的・計画的に実施できるよう指導する。

① 年間を通じて計画的に、集会や生徒会主催によるレクリエーション等を実施する。

② 運動会等の学校行事、生活科、総合的な学習の時間等を活用して、学習活動における異学年交流を意図的・計画的に行う。

③ 集会等の発表の際は、ノー原稿を基本とし、プレゼンテーション力を育成する。

(6) いじめ・不登校のない学校づくり

上記の(1)から(5)を基本として、いじめ・不登校の対する予防的な指導、開発的な指導を行うとともに、以下の事項に留意して指導に当たる。特にいじめ対しては、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という指導を徹底する。また、不登校については、実態を的確に把握し関係機関と連携して適切に対応する。

① 予防的な指導(早期発見・早期対応)

全教育活動を通して児童生徒の様子を多面的に把握し、わずかな変化も見逃さないよう

にして早期発見に努めるとともに、児童・生徒や家庭からの相談を真摯に受け止め、的確な早期対応ができるようにする。いじめについては「生活アンケート」の結果も踏まえ、的確に把握し、迅速に対応する。

② 組織的な対応（共通理解・行動連携）

ア いじめ対策委員会を設置し、定期的に児童生徒の状況について情報交換を行うとともに、課題を共通理解し、解決に向けて一致した指導を行う。また、看護当番は、校内を巡視し、児童・生徒の状況を把握するとともに、指導を行う。

イ いじめや不登校をはじめとして、生活指導上の課題が発生した場合は、管理職及び生活指導主任に報告するとともに、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該児童生徒担任、学年主任等の関係教員、スクールカウンセラー（以下SC）等で構成する「学校いじめ対応チーム（校内組織）」を開き、迅速に対応策を検討し解決に努める。特に重篤ないじめについては村教育委員会と連携を図り、必要に応じて「いじめ対応サポートチーム」による支援の要請を行う。

③ 開発的な指導（自尊感情を育む教育活動等）

ア いじめの防止について児童・生徒の意識を啓発し、代表委員会や学年・学級における児童・生徒自身の取組へと高める。特に、学校生活上の課題について児童・生徒自身がよりよい解決方法を考え、取り組む活動を重視する。

イ ソーシャル・スキル・トレーニングを実施し、人と関わる力を育む。

○全教育活動を通じて、望ましいコミュニケーションの仕方を指導する。

○学級活動の時間において、具体的な課題場面を設定し、望ましいコミュニケーションの取り方を指導する。

④ 家庭・関係機関との連携

ア 児童生徒や家庭が教員やSCに相談しやすい環境を整備する。そのために、個人面談等を有効に活用する。

イ 家庭や関係機関と連携していじめや不登校の未然防止及び解決に努める。

⑤ 年1回「暴力等防止アンケート」を実施して、学校から暴力・暴言等を排除し、児童・生徒が安全・安心して登校できる学校づくりを推進する。

(7) 小笠原学習の充実

世界自然遺産である小笠原・母島の豊かな教育資源を活用して、9年間を見据えた人間教育を行い、同時に郷土に誇りや愛着をもたせる教育を行う。

3 健やかな体・安全

(1) 体力向上のための取組の推進

体力テストの結果分析を踏まえ、児童・生徒の運動への関心を高めるとともに、体力向上に関わる学校全体の課題や各児童・生徒の課題の解決に取り組む。

① 体力向上に関わる課題を解決するための運動や取組を体育の指導計画に位置付け、意図的・計画的に実施する。

② 体育的活動を充実させ、それをきっかけとして児童・生徒が運動への関心を高め、日常的に運動に親しめるようにする。

③ 体力向上に関わる課題を解決するための運動の場と機会を設定し、児童・生徒が自主

的に運動できるようにする。

- ④ 保健体育委員会が児童生徒による体力向上啓発の取組を支援し、体力向上に対する主体的な態度を育成する。

(2) 学校2020レガシー教育

オリンピック・パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、その「精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」などに関わる教育を行う。

(3) 生活習慣の改善の推進

- ① 体力テストや健康診断等の結果、児童・生徒の生活習慣についての実態を把握し、課題を明らかにし、改善策を検討する。
- ② 歯科校医、歯科衛生士と連携した歯みがき指導等の保健指導の充実を図り、時節や実態に応じた題材で、実践的な態度や能力を養う。
- ③ 生活習慣の改善の推進にあたっては課題と解決策を明示し、解決に向けて家庭の協力を得る。
- ④ 学校保健委員会を開催し、家庭・地域と共通認識のもと連携を深める機会とする。
- ⑤ 感染症拡大防止のために関係機関と連携し、適切に対応していく。

(4) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）の充実

安全で安心して学ぶことができる学校をつくるため、以下の事項について実施する。

- ① 校内外におけるけがや事故の発生状況について実態調査を行うとともに、その結果を分析して防止策を検討する。体力向上の取組と連携し、児童・生徒がけがを未然に防ぐ能力を育む。
- ② 日常生活における事件・事故、自然災害等の現状、原因及び防止方法等の理解を深め、児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育む。

ア 多様な状況を想定した毎月の避難訓練

イ 地域ごとに教員が引率をして下校を行う一斉下校指導

ウ 防災引き取り訓練

エ 登校時の児童生徒の状況を把握し指導する登校指導

オ 「防災ノート『東京防災』」の活用による家庭と連携した指導等

カ 安全マップの作成(小学校3年生) 防災マップの作成(小学校5年生)

- ③ 施設・設備の定期的・確実な安全点検を実施し、危険箇所を改善する。
- ④ 教員による学区の巡回を行い、危険箇所の点検をして指導に生かす。(家庭訪問時等)
- ⑤ 生徒会や保健委員会児童・生徒による安全にかかわる取組を支援する。
- ⑥ けが・事故に対する基本的な対応を徹底する。

ア 頭部（首から上）のけが・骨折の可能性のある事故は、早急に管理職へ報告し、診療所受診（保護者への確認後）を基本とする。

イ 診療所搬送の場合、保護者への状況の説明、児童・生徒、保護者の安心等の観点から教員等の付き添いを徹底する。

ウ 事故報告書の作成、週ごとに指導計画への記入については、時系列で記録をする。

(5) 食育の推進

- ① 養護教諭、食育リーダー（担当教員）と学級担任等が連携し、児童・生徒が食に対す

る正しい知識を習得するとともに、望ましい食習慣の形成を図る。

- ② 食育だよりを発行し、食育について家庭への啓発を行い、理解と協力を得る。
- ③ 家庭科や生活科を中心に、食に対する興味・関心や技能を高める。
- ④ 食物アレルギー疾患のある児童・生徒の情報を的確に把握し、一人一人の実態に応じた適切な対応及び安全確保について組織的に取り組む。年に1回以上アレルギー対応に関する研修を行う。

4 地域との相互連携

(1) 学校経営方針・教育課程についての説明

年度当初の保護者会等において、保護者に対して学校経営方針及び教育課程について説明を行い、本校の教育活動について理解を得るとともに、協力を得られるようにする。

(2) 教育活動の取組についての情報発信

① 日常的な情報発信

学校だよりやホームページ、保護者会、学年だより（学級だより）等で本校の教育活動について保護者や地域に発信し、理解と協力を得る。（ホームページの充実）

② 担任等による実施状況の報告

学期及び年度の終わりに、保護者に対して教育活動の実施状況について報告（保護者会等の活用）を行い本校の教育活動について理解を得るとともに学校評価保護者アンケート実施の際の一助にする。

③ 保護者との相互連携

教育活動や指導上の成果や課題等は、スピーディかつきめ細やかに保護者へ連絡・報告するとともに、疑問や心配がある場合には、保護者からも連絡・相談できる関係づくりに努める。そのことにより、家庭と一体となった指導の充実を図る。

(3) 教育活動の公開

① 授業公開の実施

各学期に1回授業を公開し、保護者が指導の状況や児童・生徒の状況を参観することを通して、本校の教育活動についての理解を得る。

② 学校行事の公開

運動会、学芸会等の学校行事を保護者に公開し、本校の教育活動についての理解を得る。

③ 道徳授業地区公開講座の開催

保護者・地域に対して道徳の時間の授業を公開するとともに、保護者・地域・学校が一堂に会して考える懇談会等を開催し、児童生徒たちの心の育ちの現状とそれぞれの立場でのかわり方について共通理解を深める。

④ セーフティ教室の開催

保護者・地域に対して不審者対応やインターネット活用等の指導に関するセーフティ教室を公開するとともに、児童・生徒の安全について保護者・地域・学校が一堂に会して考える機会とし、児童・生徒の生活の現状と安全確保について、それぞれの立場で実施できることについての共通理解を深める。

(4) 地域の教育力の導入と地域との相互連携・協力の推進

① ゲストティチャーの活用

関係諸機関及び地域との連携を深め、地域の教育力の積極的導入・活用を図る。ただし、講師まかせの授業ではなく、担任が授業をコーディネートして進める。

② 地域諸活動への参加

計画的に地域諸活動へ参加し、地域との相互連携・協力を密にした外から見える学校づくりを推進する。

③ 防災体制の構築

役場・地域と連携して、防災体制の構築をする。

(5) 学校評価の実施及びその結果と改善策の公表

① 自己評価の実施

ア 教員による自己評価を2学期末に実施する。各分掌の組織目標及びそれらの達成のための手だてを明確にし、その達成状況を評価し、改善を行う。

イ 保護者による本校の教育活動等についての評価アンケートを2学期末に実施して、改善策を検討し次年度計画に反映する。

② 学校関係者評価の実施

ア 自己評価（保護者による評価アンケートを含む）を踏まえた学校運営連絡協議会による本校の教育活動等についての評価を3学期に実施して、改善策を検討し次年度計画に反映する。

イ 学校評価の結果及び改善策について、学校だより及びホームページにおいて積極的に公表する。

(6) 母島保育園との連携

① 学校説明会・学校公開、入学説明会を実施し、新入学保護者との共通認識を図る。

② 就学前教育と学校教育のつながりを強め、小学校就学後の生活へスムーズに移行できるようにするための連携モデルづくりを行う。

ア 保小連絡会を実施し、1年担任・養教と保の職員が、現状や今後の取組について協議する。

イ 保育園の学校体験入学（5歳児）を行う。

ウ 1年生1学期の様々な教育実践を関連付けて、「スタートカリキュラム」を策定する。

③ 保育園の職員と、子供に関する指導の状況等の引継の徹底を図る。

5 組織的・計画的・円滑な学校運営

(1) 校務分掌の目標達成のための手だての明確化

① 各分掌の組織目標及び達成のための手だてを明確にし、的確に職務を遂行できるようにする。

② 組織目標及びそれらの達成のための手だてに基づいて、分掌ごとに運営計画を策定し、それに基づいて計画的に職務を遂行する。

③ 教育計画を充実させ分掌内容や年間予定の見える化を図るとともに各分掌の引継を円滑に進める。

(2) 事案決定規程に基づく学校運営

- ① 事案決定規程に基づいて責任者を明確にして各事案の決定を行い、迅速な課題への対応を図る。
- ② 事案決定の過程を通して、主任教諭を中心に報告・連絡・相談（担当⇄必置主任⇄副校長・校長）を徹底し、ミドル・アップダウンの仕組みと相談体制をつくる。
- ③ 職員会議・分掌部会で評価（学校評価を含む）を実施し、PDCAサイクルによるスピーディな課題解決を図る。
- ④ 行事後に担当は、定型の反省（行事後アンケート）を取り、評価・振り返り・申し送りを行う。アンケートは記名式とし、全員提出とする。

(3) 運営委員会の機能の充実

- ① 職員会議に先立って運営委員会を開催し、連絡・報告事項、協議事項等の議題の整理を行い、円滑に職員会議が進行するようにする。
- ② 学校運営にかかわる情報共有と基本方針を協議し、学年等に情報を提供するようにする。

(4) 教育効果を高める事務執行

① 適正な情報の管理

- ア 個人情報を含む重要情報は、重要情報取扱い要領に基づき細心の注意をはらって取り扱う。収集した情報は適正に管理し、目的以外には使用しない。
- イ 提出が求められている書類等は、定められた期日までに定められた様式で作成し、提出をする。

② コスト意識をもった計画的・効率的な予算の執行

- ア コスト意識を高め、計画的・効率的な予算の執行を行う。
- イ 業者選定に当たっては、業者選定委員会を開催するとともに、複数の業者から見積もりをとる等して透明性を確保し、効果的に予算を執行する。（契約書の作成）
- ウ 節水や節電、用紙類の再利用等を確実にし、経費の節減に努める。

③ 学校徴収金事務処理の適正な管理

- ア 徴収金に関しては、必ず学期末に金額・用途等の照合・確認を行うとともに、年度末には監査を実施し、保護者への決算報告（通知）を行う。
- イ 金融機関への口座開設を原則とし、集金後すぐに業者への支払いを行う。

④ 適切な施設・設備の管理

- ア 常に施設・設備の維持・管理を適切に行い、安全を確保する。
- イ 必要に応じて施設・設備の改善を行い、教育効果を高めるように努める。

6 信頼される教職員

(1) 法令遵守（コンプライアンス）の徹底・サービスの厳正（母島小中学校に勤務する教職員の行動指針）

教職員一人一人が教育公務員としての自覚と誇りをもち、法令等を遵守し、信用失墜につながる服務規律違反がないようにする。特に体罰の防止については、日常的な児童・生徒との信頼関係に基づく指導を徹底する。

(2) 服務事故防止研修の実施

服務規律について適宜、管理職による指導を行うとともに、毎月校種別に服務事故再発防止研修を行うとともに、1学期末及び2学期末に服務事故を防止するための研修を行い、全教職員で共通認識をもつ。

(3) 適切な接遇

保護者や地域の方々から好感のもたれるような接し方を心がける。

- ① 時と場に応じた服装・言動について留意する。式や来賓がいる行事、出張先等において配慮する。
- ② 電話には積極的に出て、学校名を名乗るとともに、時刻・名前・場所・要件等の確認を丁寧に行う。
- ③ 来校者へは、挨拶・用件の確認、案内を丁寧に行う。不審者へは、校内放送、学校110番の通報を徹底する。

(4) 健康の維持・増進

① 定時退勤デーの実施

事務の効率化を図り、月2回定時退勤デーを設定する。長期休業中は定時退勤とする。また、日頃より退勤時刻が遅くならないように努める。

② 教職員の職場環境の改善・健康管理を推進する

ア 教職員が互いの健康・生活について相談し合える職場づくりに努める。

イ 労働衛生点検を実施して実態を把握し、教職員の職場環境の改善を図る。

③ 健康診断の受診

児童・生徒が健康診断を必ず受けるとともに、自分の健康を管理するよう指導する。

※母島小中学校の一員として……教職員としての基礎・基本をしっかりと

- ① 出勤簿押印、勤務時間（始業・終業）・会議等の時間厳守
- ② 年次有給休暇や出張等の事前届と承認。
- ③ 下校確認と教室等の戸締まり…早く帰る人は最後に帰る人への気遣いを。
- ④ 職員室の机上整理と貴重品の保管への配慮。

「チーム母島」

小中併置校の強みを生かし、

9年間を見通した広い視野での指導をめざし、

互いに学び合い、高め合う教職員

<おわりに>

「母島小中学校のために、何ができるか」を常に考え、自らの能力を出し惜しみすることなく自らの持ち味を十二分に発揮し、やれることは遠慮しないでどんどん実践していく教職員であり続けてください。ただし、実行に移す前に報・連・相は適切に行ってください。全ての責任は校長が取ります。どんな困難な課題に対しても、粘り強く決して最後まで諦めない「不屈不撓（ふくつふとう）」の精神で教職員一同、一致団結して、東京都で一番明るく元気な母島小中学校にしていきたいと思います。